

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西予市明浜町宮野浦甲一一七四番地、最後の住所大府大東市氷野一丁目三番一五号 被相続人 亡 松岡 初嘉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

大阪府北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル五階 入江寛法律事務所 相続財産清算人 弁護士 入江 寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市南塚口町二丁目一番、最後の住所兵庫県尼崎市南塚口町二丁目一番二七〇七号 被相続人 亡 中谷 一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

兵庫県尼崎市昭和通二丁目六番六八号尼崎市中企業センター六階 相続財産清算人 弁護士 岡林 幸雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市灘区琵琶町一丁目一番地、最後の住所兵庫県姫路市香寺町中屋一五〇番地九 被相続人 亡 平位三津夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

兵庫県姫路市南駅前町一〇〇番地 パラシオ第2ビル 弁護士法人レクシード 相続財産清算人 弁護士 花房 裕志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県洲本市本町四丁目五六五番地、最後の住所兵庫県洲本市宇原二六一番地二五 被相続人 亡 中野 眞二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

事務所兵庫県明石市相生町一丁目二番三十四号 佐藤ビル きょうどう法律事務所 相続財産清算人 弁護士 三好登志行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県鹿足郡津和野町枕瀬六九六番地、最後の住所山口県山口市阿東地福下一〇二八八番地一 被相続人 亡 森元 高義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

島根県益田市水分町二番八号 相続財産清算人 羽柴 克郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県井原市美星町三山一〇八一番地、最後の住所岡山県倉敷市中庄三五四二番地一倉敷スイートレジデンス 被相続人 亡 山本 節夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

岡山県倉敷市二日市一〇五番地第一オフィス 相続財産清算人 司法書士 大熊 恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県井原市美星町三山一〇八一番地、最後の住所岡山県井原市美星町三山九七七番地八 被相続人 亡 山本 章子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

岡山県倉敷市二日市一〇五番地第一オフィス 相続財産清算人 司法書士 大熊 恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区花月園二一九三番地一、最後の住所北九州市小倉南区貫弥生が丘三丁目六番五号 被相続人 亡 足立 明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

北九州市八幡西区黒崎三丁目一番七号アイスコート黒崎駅前BLDG.四階黒崎合同法律事務所 相続財産清算人 溝口 史子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市西区花園七丁目一九九七番地二、最後の住所熊本県熊本市西区花園七丁目四一番三二号 被相続人 亡 村川 愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月七日

熊本県熊本市中央区京町本丁八番二八号二階 相続財産清算人 司法書士 塩田 悠乃

所有権不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 福岡県豊前市大字中村一〇七二番地 供託所 福岡法務局行橋支局

二 供託番号 令和八年度金第一一四号

三 供託金額 二七万二三千六八円

四 裁判所 福岡地方裁判所行橋支部

五 事件名 所有権不明土地管理命令申立事件

六 事件番号 令和七年(チ)第七号

七 事件番号 令和八年九月七日

福岡県行橋市中央二丁目二番八号 京築総合法律事務所

所有権不明土地管理人 水島 達哉

所有権不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 千葉県四街道市みそら二丁目八番六 供託所 千葉地方法務局佐倉支局

三 供託番号 令和八年度金第一六一号

四 供託金額 一、六二〇、三四二円

五 裁判所 千葉地方法裁判所佐倉支部

六 事件名 所有権不明土地及び建物管理命令申立事件

七 事件番号 令和五年(チ)第八号

令和八年九月七日

千葉県船橋市本町一―二六―二 船橋SFビル四階 葛南総合法律事務所

所有権不明土地及び建物管理人 弁護士 榎 優太

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 ホソヤ ラチャダコン

二 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 ホソヤ ラチャダコン

二 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 ホソヤ ラチャダコン

二 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 ホソヤ ラチャダコン

二 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 ホソヤ ラチャダコン

二 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 ホソヤ ラチャダコン

二 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 ホソヤ ラチャダコン

二 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 ホソヤ ラチャダコン

二 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 ホソヤ ラチャダコン

二 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 ホソヤ ラチャダコン

二 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 ホソヤ ラチャダコン

二 不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 ホソヤ ラチャダコン

二 不在者財産管理人による供託公告

第93期決算公告 令和8年9月7日 北海道恵庭市北柏木町3丁目39番 合同容器株式会社 代表取締役社長 日野 威 貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産の部	
流動資産	4,137,632
固定資産	2,214,666
合 計	6,352,298
負債純資産及び部の部	
流動負債	2,535,505
固定負債	574,700
資本剰余金	3,242,093
利益剰余金	310,000
合計	6,352,298